

胎内 DEERS パートナースポンサー会員規約

【第1条：名称】

1. 本規約は、「胎内 DEERS パートナースポンサー会員規約」（以下、本規約という）と称する。
2. 本会の名称は、「胎内 DEERS パートナースポンサー会」（以下、本会という）と称する。

【第2条：目的】

- ・本会は、胎内 DEERS の活動理念及び胎内 DEERS の目指すロードマップに賛同し、胎内 DEERS を応援することを目的とする。

【第3条：管理】

1. 本規約は、胎内 DEERS の運営会社である(株)DEERS FOOTBALL CLUB が適切に管理する。
2. 本規約の変更又は追加がある場合は、(株)DEERS FOOTBALL CLUB が、電子メールの送付又は胎内 DEERS オフィシャルウェブサイトへの掲載その他適切と判断する方法により、会員に対し通知するものとする。

【第4条：会員】

1. 本会の会員（以下、会員という）になろうとする個人又は団体は、本規約を承諾のうえ、所定の手続及び第3項に定める年会費の入金を経て、会員になるものとする。
2. 会員資格の有効期間は、当年3月1日～翌年2月末日の一年間とする。
3. 会員の種別及び各種別の年会費は、以下のとおりとする。なお、入会時期により会員資格有効期間が1年に満たない場合でも、年会費の減免はないものとする。
 - ・ カテゴリー1 50,000円（税抜）
 - ・ カテゴリー2 100,000円（税抜）
 - ・ カテゴリー3 300,000円（税抜）
 - ・ カテゴリー4 500,000円（税抜）
4. 会員は、その種別に応じて、第5条に定める特典を以下のとおり受けることができる。
 - ・ カテゴリー1 特典①～④
 - ・ カテゴリー2 特典①～⑤
 - ・ カテゴリー3 特典①～⑦

・ カテゴリー4 特典①～⑨

5. 会員は、その会員たる地位を他の当事者の書面による事前の承認なしに、本規約に基づく権利または義務を第三者に譲渡、承継し、または担保の目的に供してはならないものとする。
6. 会員は、会員資格有効期間中、第7条に規定する場合を除き、中途解約をできないものとする。
7. 会員は、住所、電話番号、メールアドレス、その他の登録情報に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

【第5条：会員特典】

会員が受けられる特典は、以下のとおりとする。

① ネックストラップ付会員証

- ・ 会員証及び会員限定のネックストラップを、1登録につき1つ進呈する。
- ・ 紛失した場合、会員証のみ再発行するものとする。

② 試合観戦チケット

- ・ 会員資格期間中の公式戦について、1試合当たり観戦チケット以下の通り無償で提供する。ただし2枚を超える観戦チケットを希望する場合は、全ての公式戦において1枚1,300円で提供する。
- ・ カテゴリー1 2枚
- ・ カテゴリー2 4枚
- ・ カテゴリー3 12枚
- ・ カテゴリー4 20枚。

③ オフィシャルホームページへの登録会員名の掲載

- ・ 胎内 DEERS のオフィシャルホームページに、登録会員名を掲載する。
- ・ 掲載期間は、会員資格有効期間とする。

④ オフィシャルガイドへの登録会員名掲載

- ・ 胎内 DEERS が発行するオフィシャルガイドに、登録会員名を掲載する。

⑤ 新体制発表会の参加

- ・ 会員は、毎年開催する選手・スタッフ・チアリーダー・キッズスクール・メインスポンサー・サブスポンサー・ホームタウン関係各所を会してのシーズン開幕に向けた新体制発表会に出席することができる。
- ・ 但し、出席人数については予め調整し会員へ連絡するものとする。

⑥ 横断幕掲出権

- ・ 会員は、会員資格有効期間中の公式戦について、会場観客席壁面に自らの社名又はブランド名等が入った横断幕を設置することができる。

- ・横断幕は、(株)DEERS FOOTBALL CLUB と会員とが掲載の位置・サイズ・デザイン等について予め協議して合意したものに限るものとする。
- ・横断幕の製作費は、会員が負担するものとする。

⑦ パートナーステートメント使用权

- ・会員は、会員資格有効期間中、「〇〇は胎内 DEERS を応援しています」「〇〇は胎内 DEERS のパートナーです」等のパートナーステートメントを予め確認・承諾を得て使用できる。
- ・但し、パートナーステートメントは、販売商品などへの使用及び公序良俗に反する使用はできないものとする。

⑧ 社内啓蒙活動

- ・会員は、選手やスタッフ、チアリーダーを講師として招き、社内啓蒙活動に繋がるセミナーなどを開催することができる。
- ・開催は、会員資格有効期間中、一回までとする。交通費等は総額 5,000 円を超える場合は会員が負担するものとする。
- ・なお、上記回数を超えて開催することもできるが、別途費用が発生するものとする。

⑨ 主催イベントへの出演実施権

- ・会員は、選手やスタッフ、チアリーダーを招き、自らが主催する社内外のイベントに出演させることができる。
- ・実施は、会員資格有効期間中、一回までとする。交通費等は総額 5,000 円を超える場合は会員が負担するものとする。
- ・なお、上記回数を超えて実施することもできるが、別途費用が発生するものとする。

【第 6 条：会員の継続】

1. 会員の継続については自動継続とし、会員資格有効期間が満了する日までに次年度の年会費を所定の方法にて入金するものとし、入金確認後、会員サービスを開始するものとする。

【第 7 条：会員資格の失効】

1. 会員が以下の各号のうち 1 つ以上に該当した場合、(株)DEERS FOOTBALL CLUB は、当該会員の資格を失効させることができる。この場合、(株)DEERS FOOTBALL CLUB は当該会員に対し、支払済みの年会費等の返還義務を負わないものとする。

(1) 本規約に違反し、違反の事実を指摘されたにもかかわらず、その指摘の日より 15 日以内に当該違反を是正しなかったとき

- (2) 自らとその役員、重要な地位の使用人、主要な株主、主要な委託先もしくはこれらに準ずる者等(以下あわせて「自己の経営関係者等」という)が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋及びその関係者、その他反社会的勢力(以下あわせて「暴力団等」という)であることが判明したとき、自己の経営関係者等が暴力団等の維持運営に協力もしくは関与していることが判明したとき、自己の経営に暴力団等が関与していることが判明したとき、または暴力団等であることを知りながら、何らかの取引をしていることが判明したとき

【第8条：免責】

- ・(株)DEERS FOOTBALL CLUB は、故意または重過失のある場合を除き、会員に対していかなる責任も負わないものとする。

【第9条：禁止行為】

- ・会員は、以下に該当する行為は行ってはならない。
 - (1) 胎内 DEERS 及び(株)DEERS FOOTBALL CLUB の品位を毀損または信用を失墜させる行為
 - (2) 会員特典により提供を受けた観戦チケットについて、第三者への譲渡・販売等、X リーグ関係者のチケット販売業務に支障を及ぼす行為
 - (3) 会員特典により提供を受けた会員証、ネックストラップその他の特典の売買・譲渡、架空名義の使用、不正な名義変更及びこれらの第三者への使用許諾。
 - (4) その他本規約に反する行為

【第10条：守秘義務】

- ・会員及び胎内 DEERS は、本規約の内容及び本規約の履行に関して知り得た他の当事者の機密事項を、他の当事者の事前の書面による承諾なしに第三者に開示してはならない。なお、本事項は本規約終了後もその効力を失わない。

【第11条：個人情報の取扱い】

(株)DEERS FOOTBALL CLUB は、会員の個人情報を、胎内 DEERS オフィシャルウェブサイト <http://www.deers.jp/privacy/partner> に掲載する個人情報保護方針に従い、管理するものとする。

【第12条：紛争の解決】

1. 本規約に定めのない事項または解釈に疑義がある事項については、会員と(株)DEERS

FOOTBALL CLUB とが誠意を持って協議の上、円満に解決するものとする。

2. 紛争を訴訟によって解決する場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

3. 本規約の準拠法は、日本法とする。

■ ご注意

未成年・学生の方は親権者の方の同意が必要です。

■ 特定商取引に関する法律に基づく表示

販売業者	株式会社 DEERS FOOTBALL CLUB
運営統括責任者	高橋 孝輔
所在地	新潟県胎内市つつじが丘下 315 番地 302 ファミリーハウスー201 号
電話番号	042-444-8145
商品代金以外の必要料金	お振込み手数料
申し込みの有効期限	本規約に記載
お支払方法	銀行振り込み
返品期限	商品の返品・交換は応じられません。